

令和 8 年度岩美町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩美町結婚新生活支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について岩美町補助金等交付規則（平成 1 1 年岩美町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本補助金は、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的な不安を軽減し、地域における少子化対策の強化及び定住の促進に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 資格認定 次に掲げる要件のいずれにも該当する夫婦の世帯であることを町長が認めることをいう。

ア 婚姻届が受理された日における年齢が夫婦ともに 3 9 歳以下であること。

イ 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が 5 0 0 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合は、算出した世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が 5 0 0 万円未満であること。

(2) 新婚世帯 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。

(補助対象者)

第 4 条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、資格認定を受けている者のうち、次の各号のいずれに

も該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する新婚世帯

ア 対象となる住宅が岩美町内にあり、第9条第1項の規定による交付の申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

イ 本補助金の交付を受けてから、5年以上岩美町内に住民票を置き、生活の本拠地とする意思があること。

ウ 夫婦のいずれもが、本町又は他の自治体を実施する「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく補助金その他の公的制度による住宅に係る補助金を受けていないこと。ただし、同条第2項に定める場合を除く。

エ 夫婦ともに、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員でないこと。

(2) 次のアからエまでに掲げるいずれかの講座等を夫婦共に実施したと町長が認める新婚世帯

ア ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講

2 前項各号に該当する令和7年度岩美町結婚新生活支援事業補助金の資格認定を受けている者のうち、その受給額が補助上限額に達しなかった者で、夫婦のいずれも補助金を申請するときまで引き続き本町に住所を有している者(以下「継続補助対象者」という。)

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2欄に掲げる経費とする。

(補助金の交付)

第7条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助限度額は別表第4欄に掲げるとおりとし、千円未満の端数は切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の国、県又は町の補助金等を受ける事業については、本補助金は交付しないものとする。ただし、各種補助金等の補助対象経費が明確に区分でき、互いに重複がない場合はこの限りではない。

(資格認定)

第8条 資格認定を受けようとする者(以下「資格認定申請者」という。)は、令和8年度岩美町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本等の婚姻の事実及び婚姻日を証明する書類

(2) 新婚世帯の所得証明書

(3) 貸与型奨学金の返済額を証明する書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(4) その他、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、資格認定申請者が、個人情報確認同意書(様式第2号)を町長に提出し、所得金額が確認できる場合に限り、同項第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、令和8年度岩美町結婚新生活支援事業補助金資格認定可否決定通知書(様式第3号)により、資格認定申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 本補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度岩美町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 資格認定可否決定通知書(様式第3号)の写し
- (2) 住民票等の住所地を証明する書類
- (3) 住宅の取得に係る売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し等(住宅の取得の場合)
- (4) 住宅のリフォーム工事に係る工事請負契約書の写し又は見積書の写し等(リフォーム費用の場合)
- (5) 補助対象経費を確認できる領収証の写し
- (6) 誓約書(様式第5号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号に掲げる書類は、本町で確認できる場合に限り、個人情報確認同意書(様式第2号)の提出により省略することができる。

(交付の決定)

第10条 町長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに本補助金の交付決定をし、令和8年度岩美町結婚新生活支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第17条に規定する実績報告は、これを行うことを要しない。

(額の確定)

第12条 規則第18条に規定する額の確定は、第10条に定める交付決定によりなされたものとみなす。

(補助金の請求)

第13条 本補助金の交付決定を受けた者が補助金の支払いを請求するときは、岩美町結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助対象者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の返還をさせることができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた日から5年以内に岩美町から転出したとき。ただし、離婚、死別、単身赴任、その他やむを得ない事情により転出した場合は返還を免除することができる。

(2) 補助金の交付決定を受けた日から5年以内に対象住宅を取壊し、又は売却若しくは譲渡した場合。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う

別表(第4条、第5条、第6条関係)

1 補助対象事業	(1)婚姻に伴う住宅の取得 (2)婚姻に伴う住宅のリフォーム
2 補助対象経費	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用であり、支払った金額が領収書等により確認できる費用で、次の各号に定めるもののうち、いずれか1つに係る費用</p> <p>(1)住宅取得費用</p> <p>婚姻を機に新たに住宅を購入する際に要した費用であること。婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。土地の取得費用は対象外とする。</p> <p>(2)リフォーム費用</p> <p>岩美町の法人町民税が課されている町内に事業所を有する法人又は町内に事業所を有し、岩美町に住民登録がある個人が施工したリフォーム費用であること。</p> <p>婚姻を機に実施したリフォームに要した費用であること。婚姻日より前に実施した改修にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した住宅の改修であること。</p> <p>婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。</p>

	<p>倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入、設置に係る費用については対象外とする。</p>
3 補助金額	補助対象経費の10/10
4 補助限度額	<p>(1)住宅取得費用 60万円</p> <p>ただし、新築住宅の場合で町内事業者が施工又は販売するものの場合(建売住宅購入にあつては、町外事業者が販売業者である場合は当該住宅の主たる建築請負業者が町内事業者であること) 110万円</p> <p>(2)リフォーム費用 30万円</p> <p>(3)継続補助対象者</p> <p>令和7年度岩美町結婚新生活支援事業における補助上限額から令和7年度に受給した補助金の額を差し引いて得た額</p>